

交野市生計援助資金貸付のご案内

この貸付金は、急な出費など低所得の一時的な生計困難世帯に対し、貸付を行うことにより当該世帯の生活の安定を図ることを目的としています。

1 貸付の主な要件（すべてを満たす人）

- (1) 交野市に居住し、住民基本台帳に記載されている人
- (2) 一時的な生計困難世帯又は天災その他不慮の災害等による世帯の世帯主
- (3) 返済能力がある世帯
- (4) 現に資金の貸付けを受けていない世帯
- (5) 資金の貸付けについて連帯保証人となっている人がいない世帯
- (6) 原則として、交野市に居住する確実な連帯保証人のいる人（資金の貸付額が一世帯50,000円を超える場合のみ）
- (7) 交野市暴力団排除条例に規定する暴力団員が属さない世帯

生計困難な世帯とは

生活保護法による保護の旧基準により算出した基準生活費の額を超え、その額のおおむね1.5倍以内の所得のある世帯

貸付限度額		200,000円以内
貸付利息		無利子
償還	貸付期間	2年以内
	据置期間	4ヶ月以内
	償還方法	毎月均等償還

2 借入申込手続き等

- ①相談窓口 交野市福祉部福祉総務課
- ②申込方法 本人の提出書類
交野市生計援助資金借受申請書・交野市生計援助資金借用書・所得証明書又はそれに代わるもの・印鑑証明書・納税証明書・その他必要と認めるもの

連帯保証人の提出書類（貸付金が5万円を超える場合のみ必要）
印鑑証明書・納税証明書・その他必要と認めるもの

（お問合せ先）

〒576-0034 交野市天野が原町 5-5-1 交野市立保健福祉総合センター
交野市福祉部福祉総務課 TEL072-893-6400